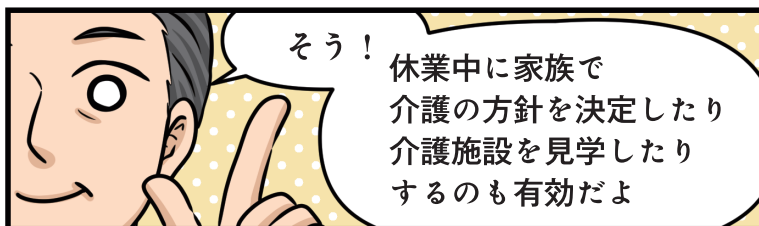
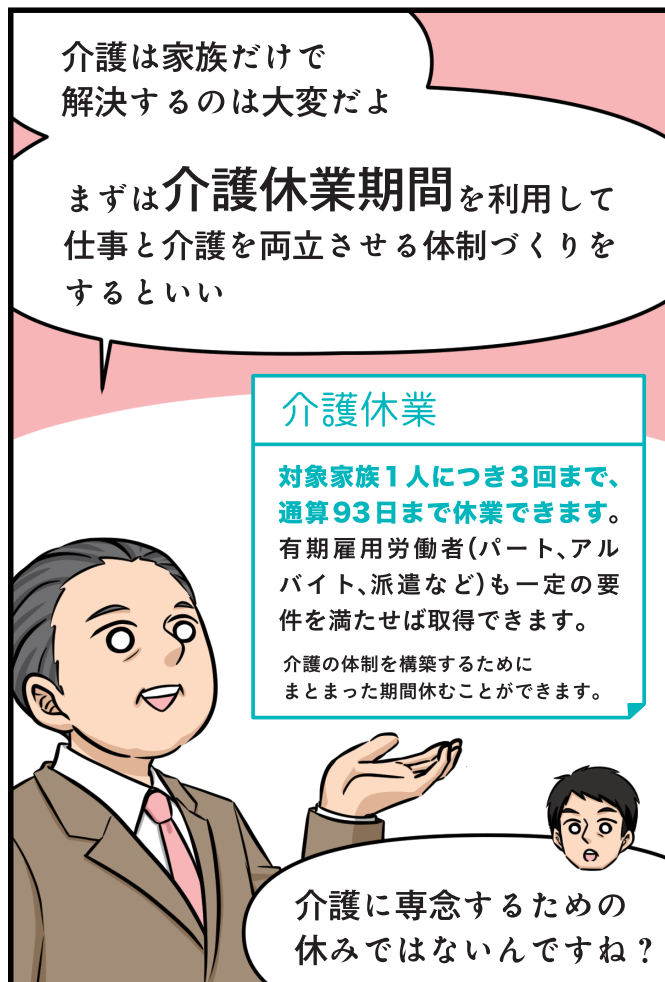
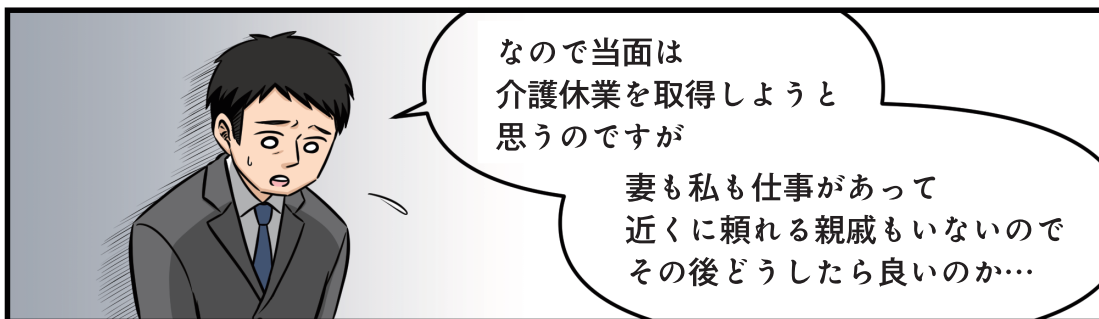
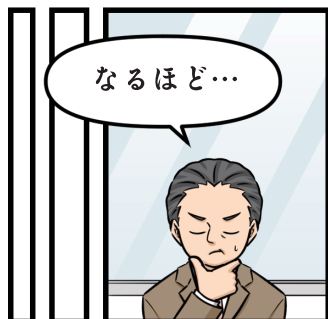


介護休業制度

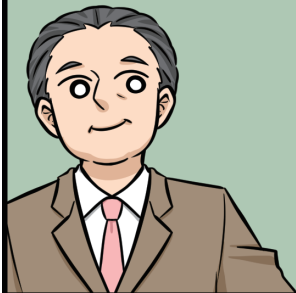


通院の付き添いや
ケアマネジャーとの
打ち合わせのために
スポットで休みを取りたい場合は

時間単位でも休みが取れる
介護休暇の取得が
お勧めだよ

介護休暇

介護や通院の付き添い、介護サービスの
手続、ケアマネジャーとの
打合せなどを行うために、**年5日**
(対象家族が2人以上の場合は
年10日)まで、1日または時間
単位で休暇を取得できます。



なるほど！
必要に応じて1日や時間単位で
休みを取れるのは助かりますね！

ケアマネジャーとの
打ち合わせ

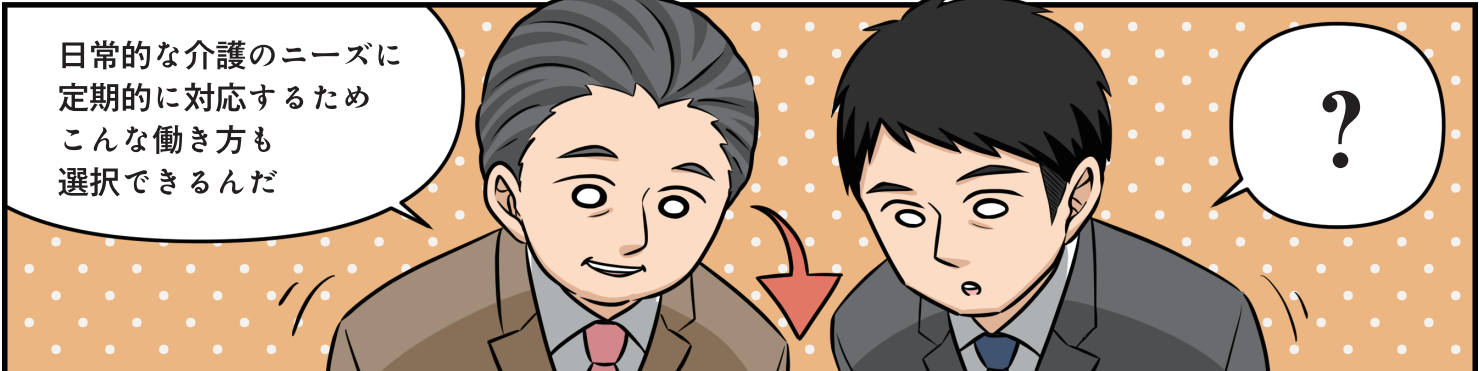
介護保険申請

介護施設の見学



日常的な介護のニーズに
定期的に対応するため
こんな働き方も
選択できるんだ

?



短時間勤務等の措置

事業主は、利用開始日から3年以上の期間で、2回以上利用可能な措置を講じなければいけません。会社によって利用できる制度が異なります。

短時間勤務制度 フレックスタイム制度 時差出勤の制度 介護費用の助成措置

所定外労働の制限（残業免除）

介護が終了するまで、残業を制限することができます。

(例)

勤務時間 残業免除

9時 ————— 17時 —————>



時間外労働の制限

介護が終了するまで、1か月24時間、1年150時間を超える時間外労働を制限することができます。

(例)

勤務時間 法定時間内残業 時間外労働の制限

9時 ————— 17時 ————— 18時 —————>



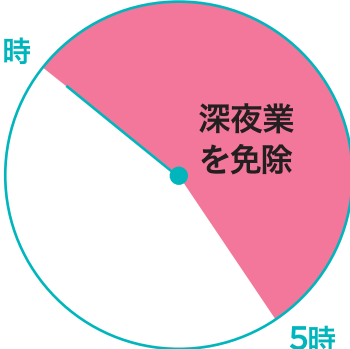
深夜業の制限

介護が終了するまで、午後10時から午前5時までの労働を制限することができます。

22時

深夜業を免除

5時





個別周知・意向確認



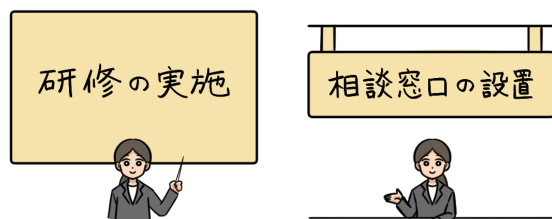
介護に直面した旨の申出をした労働者に対して、面談や書面交付等による介護休業や両立支援制度等に関する個別周知・意向確認を義務付け

介護に直面する前の情報提供



介護に直面する前の早い段階(40歳等)での介護休業や介護両立支援制度等に関する情報提供を義務付け

雇用環境の整備



仕事と介護の両立支援制度を利用しやすくするため、次のいずれかの措置を講じることを義務付け

- ①研修の実施、②相談窓口の設置、③事例の収集・提供、④介護休業や介護両立支援制度等の利用促進に関する方針の周知

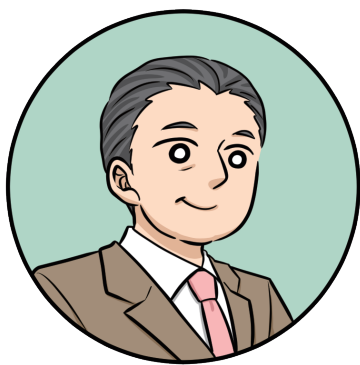
テレワークの選択



要介護状態の対象家族を介護する労働者が、テレワークを選択できるよう努力義務化



ご相談はこちらへ



介護休業制度に関する お問い合わせ

仕事と介護の両立について、勤務先で困ったことがあれば、都道府県労働局にご相談ください。介護のことは市区町村の地域包括支援センターでも相談を受け付けています。ご不明なことがありましたら、お気軽にご相談ください。



※各都道府県労働局の
お問い合わせ先は、
上のQRコードから。



介護休業中の経済的支援

雇用保険の被保険者が、介護休業を取得した場合、一定要件を満たせば、休業開始時賃金の67%の介護休業給付が支給されます。



※お問い合わせは最寄りの
ハローワークへ。

仕事と介護を両立する
ヒントはこちら！

厚労省 介護休業

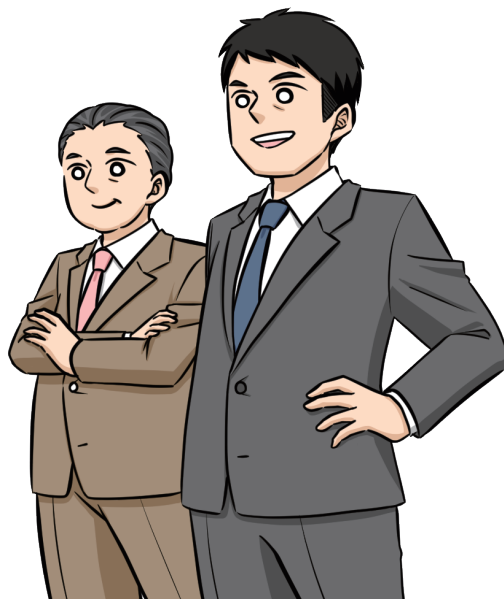
検索



厚生労働省 HP



特設サイト



仕事と介護を両立できる職場環境整備促進の証！「トモニン」マーク

厚生労働省は、企業が介護離職を未然に防止するため、仕事と介護を両立できる職場環境の整備促進に取り組むことを示すシンボルマーク「トモニン」を作成し、仕事と介護を両立しやすい職場環境の取組への関心及び認知度を高め、介護離職を防止するための取組に向けた社会的気運の醸成を図っています。

